ID: 183

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例　第11条
例規番号	平成22年条例第38号

【根拠条文】

（施設使用料）

第11条　別表第1に掲げる施設の使用者は、同表に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他特に市長が認めるときは、後納させることができる。

別表第1(第11条関係)

施設使用料金表

1　国際交流センター

室名		広さ(m²)	収容人員(人)		施設使用料金(円)			
					朝	昼		夜
					午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時30分
多目的室	201室	79	多目的室(180)	48	2,440	1,420	1,420	3,150
	202室	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150
	203室	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150
204室		72		44	2,240	1,320	1,320	2,950
205室		43		26	1,320	810	810	1,730
206調理・試食室		78		30	4,170	2,440	2,440	6,000

2　潮芦屋集会所

室名	広さ	収容人員(人)	施設使用料金(円)		
			朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
101室	52m²	32	1,730	1,930	2,240
102室	35m²	22	1,220	1,520	1,830
103室	17m²	12	710	810	1,010
104和室	8畳	16	1,010	1,120	1,220

3　屋外交流広場

区分		施設使用料金(円)					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
屋外交	テニスコートA	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	テニスコ	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

流	ートB						
広	テニスコ	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
場	ートC						

備考

1　次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこの表の施設使用料に加算する。

(1)　市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき　使用区分に係る施設使用料の10割の額

(2)　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき。

ア　入場料等が1,000円以下のとき　使用区分に係る施設使用料の3割の額

イ　入場料等が1,001円以上のとき　使用区分に係る施設使用料の5割の額

(3)　営利につながる展示(即売は禁止)のために使用するとき　使用区分に係る施設使用料の5割の額

2　前項の規定による加算額の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

3　2区分以上の区分を引き続いて使用しようとするときは、当該引き続いて使用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。

4　収容人員の欄の(　)書は、最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日